

南部箕蚊屋広域連合職員定数条例

平成11年7月19日 条例第5号

(職員)

第1条 この条例で「職員」とは、事務局に常時勤務する一般職に属する職員をいう。

(定数)

第2条 職員の定数は、次のとおりとする。

(1) 事務局の職員 17人以内

(職員の定数の配分)

第3条 前条に掲げる職員の当該事務局内の配分は、任命権者が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成18年1月1日条例第5号)

この条例は、平成18年1月1日から施行する。

附 則 (平成19年4月1日条例第2号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年4月1日条例第3号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。